

仕様書

1. 件名

「プロジェクト CHANGE®コンソーシアム」設立支援業務委託

2. 場所

公益財団法人川崎市産業振興財団 ナノ医療イノベーションセンター 他

3. 業務目的

公益財団法人川崎市産業振興財団を代表機関として令和4年度に共創の場形成支援プログラム (COI-NEXT) において「プロジェクト CHANGE®」(以下、「本プロジェクト」という。) が採択された。本プロジェクトでは社会実装促進を目的とする(仮)プロジェクト CHANGE®コンソーシアム (以下、「本コンソーシアム」という。) の設立を当初計画より1年早期化して、2024年度に目指す。本コンソーシアムは創出されたシーズを迅速に社会実装するための世界的にも類例のない医工看共創コンソーシアムであり、看護ニーズに工学的視点で応えるアプローチによるシーズ創出が期待される。本コンソーシアムが社会実装の中核機関 (イノベーションハブ) として位置付けられ、本活動中のみならず本プロジェクト終了後も持続的、自走的に運営していくためには、事業としての収益性を担保するとともに、医療・看護業界を取り巻く関連ステークホルダーとともに、事業スキームを構築することが必要となる。

本コンソーシアム設立支援業務委託 (以下、「本委託」という。) では、看護現場のシーズ・ニーズを基に産学看民公などの様々なステークホルダーの力を結集させ、新製品を創出する本コンソーシアムの設立を2024年度中に実現するための計画・立案を行うことを目的とする。

4. 委託期間

契約締結日から令和6年(2024年)3月29日まで

5. 委託内容

(1) 実施計画書の作成

受託者は本仕様書の委託内容について、次に掲げる事項を記載した実施計画書を作成し、委託者に提出して承認を得る。

①スケジュール (打合せ計画を含む)

②体制

統括責任者、各業務責任者、各業務従事者等の組織、役割、連絡先を示すもの

③その他、実施に必要な項目

(2) 事務局の設置支援

①本コンソーシアム設立支援業務委託における業務の事務局の支援に向けて、業務の統括責任者を選任するとともに、委託者と協議のもと、業務内容に応じた人員を配置する。

別紙1

②業務全体のスケジュールを把握し、適切に進捗管理支援を行う。

③委託者が行う関係機関等との連絡調整の支援を行う。

(3) 本コンソーシアムの設立支援

①本コンソーシアム設立を実現する実施スキームの検討支援

委託者の意向を基に参考となる類似事例の分析を行いながら、最適な実施スキームを提示する。なお、コンソーシアムの構成については、自治体・業界団体等のステークホルダー、市内で活動を行う事業者および学識経験者などを想定しているが、委託者との協議のもと、それ以外の提案を妨げるものではない。

(4) 本コンソーシアム設立に係る各種会議の運営支援

①各種会議開催のための連絡調整支援

- ・プロジェクト CHANGE®関係者との協議の場を開催 4回程度を想定
- ・その他会議の準備のため委託者との打合せ実施

②会議資料作成・説明補助

- ・次の（5）の検討資料等の作成および説明補助

(5) 各種会議の資料作成等

看護現場のシーズ・ニーズを基に产学研公などの様々なステークホルダーの力を結集させ新製品を創出する本コンソーシアムにおいて、次の事項を参考に下記①～④の観点などの検討に資する資料等を作成する。なお、資料の作成にあたり、（4）で実施する関係者とのディスカッションの場を活用するとともに、適宜関連情報の収集等を行う中で検討の参考とする。資料は、次年度におけるコンソーシアム体の組成に向けた検討のたたき台として概観を整理することが目的であり、最適解を取りまとめるものではない。

① 当拠点における社会実装ビジョンを踏まえた、コンソーシアム組織体のミッションや役割

② 本コンソーシアムの事業機能/権能等

※知財管理や資金管理のあり方、会費や寄付金の受領などのあり方など

※看護技術の普及啓発や、関連する問題意識の提言活動などといった業界団体のような役割の有無 など

③ ステークホルダー（日本看護協会等の業界団体、学会、大学等、誘致企業など）との協議の在り方

④ 本コンソーシアムの設立に向け、2024年度の業務着手計画案の作成支援
など

6. 成果物

報告書一式（本コンソーシアム設立にかかる諸資料等を報告書として纏め提出）

納品形態は電子データ（USBメモリ等）とする

7. その他

別紙1

- (1) 受託者は、本委託終了後直ちに、委託者から提供されたデータ等を委託者の指示に従い返還または廃棄し、本業務において作成したコピーを廃棄して、返還・廃棄報告書を委託者に提出するものとする。
- (2) 本仕様書に定めるもののほか、業務の実施に関して必要な事項は委託者受託者が協議して決定するものとする。
- (3) 事故、災害などの緊急事態が発生した場合、受託者は迅速かつ適切な対応を行うとともに、速やかに委託者に報告すること。